

土壤汚染対策法の見直しに関する 経団連の考え方

2024年12月2日

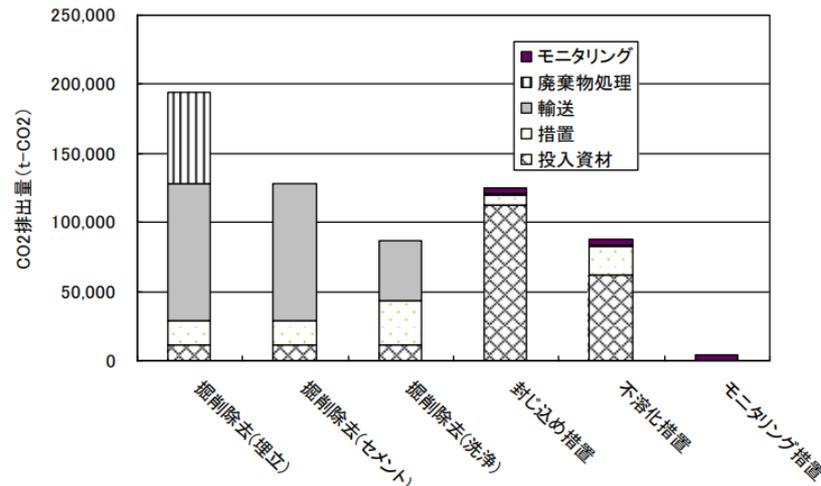
(一社) 日本経済団体連合会
環境管理WG

総論：現状認識、基本的考え方

現状認識

■ 生産拠点の整備に向けた国内投資には、コストを抑制しつつ、産業用地のタイムリーな整備が重要。複雑化した土対法への対応が、円滑な土地の利活用への支障となる場合も。

■ 掘削除去等に伴い多くのCO2が排出される等（下表）、土壌汚染対策のみならず、環境負荷全般の削減の観点からは、逆に負荷が過大となる可能性。



出典：土壌汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン（東京都環境局、独立行政法人産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門）

基本的考え方

■ 人の健康被害防止の目的に照らし、リスクに応じた、最適な制度のあり方を検討し、適切かつ合理的な制度へ見直すとともに、土対法に係る手続・運用の簡素化（分かりやすさ）が必要。

■ GX・ネットゼロ、循環経済の実現に向けて、環境負荷の低減を統合的に実現するという視点が重要。

各論①：制度運用

課題

- 自治体間で制度運用が異なる場合があり、事業者負担に繋がる。
 - 地歴調査における調査期間、調査範囲
 - 地歴情報が組織内に存在しない場合、精度の高い情報の入手が困難（退職者へのヒアリング等）、入手できた確実な情報で十分かにつき、自治体との調整に時間を要する
 - 試料採取等調査における調査対象、及び汚染の判断等
 - 工場の試験室等において試薬を使用したり、工場内にガソリンを保管している場合、自治体により試料採取等調査の要否が異なる。自然由来等土壌か人為由来土壌かの判断が異なる
 - その他
 - 形質変更時要届出区域の指定を受けた場合、要措置区域並みの対策を求められる場合がある（例：遮水材を追加した杭工法）

方向性

- 自治体間でリスクへの対処方法に関する対応に齟齬が生じないように、法令における明確化とともに、ガイドライン上での考え方の統一を図るべき。ガイドライン自体の簡素化も必要。
- システム整備・オンライン対応の推進により、手続の簡素化・迅速化を通じ、自治体・民間の事務負担軽減を図るべき。

各論②：地歴調査、地歴情報の承継

課題

(地歴調査)

- 自治体が要求する調査期間、調査範囲次第では、過大な負担。
 - ・ 具体例：地歴情報が組織内に存在しない場合、精度の高い情報の入手が困難（退職者へのヒアリング等が必要）、入手できた確実な情報で十分かにつき、自治体との調整に時間を要する（再掲）

(地歴情報の承継)

- 土地取引の当事者間で情報承継の義務化については、土地所有者による情報の保管・内容・引継ぎに係る義務の中身次第では、責任・負担が過大。
- 情報公開による資産価値への影響等から円滑な土地取引の阻害、情報の承継が適切になされない懸念。

方向性

(地歴調査)

- 調査期間、調査範囲について、規定の明確化・自治体間の運用統一が必要。
- 事業者が情報の正確性を担保できる、合理的な調査期間の目安を示すべき。

(地歴情報の承継)

- 地歴情報の承継を民間に義務付ける場合、情報承継の目的・用途、承継する情報範囲・内容、情報の公開範囲の明確化（目的・用途に照らして限定）が不可欠。
- 民間である土地取引の当事者任せではなく、国による関与・負担が必要。届出情報を基にしたデータベース等、情報保管の仕組みを国が整備・提供することが不可欠。非公開情報の適切な取り扱いにも留意が必要。

各論③：自然由来等土壌、臨海部特例区域

課題

（自然由来等土壌）

- 自然由来等土壌は広範に存在することから、健康リスクに対して管理の負担が過大。
 - 具体例：自然由来のひ素・ふっ素等は、火山が多いわが国の土壌に広く存在。水面埋立用として土壌が使用されれば、区域指定がなされるため、管理負担が膨大。また、過剰な掘削除去はCO2増加に直結。

（臨海部特例区域）

- これまで指定された区域は1件のみ。活用されていない要因としては、以下が考えられる。
 - 形質変更時要届出区域に指定され、資産価値に影響する懸念
 - 人為由来の汚染土壌は対象外。臨海部において、人為等由来の汚染がないことを示すことは困難

方向性

（自然由来等土壌）

- 「従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外することを検討すべき」との方向性に賛同。

（臨海部特例区域）

- 臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壌の直接摂取による人の健康被害の恐れが低いことに鑑みて、工業専用地域を前提とする臨海部特例区域については「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定から外し、汚染土壌の搬出時の管理等を条件としつつ、別の枠組みで管理する方法を検討すべき。

各論④：飛び地間移動

課題

- 要措置区域間または形質変更時要届出区域間での土壌の移動（飛び地間移動）については、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域に限定されているため、汚染土壌の仮置き場について、自由度がない。
- 搬出土壌の取り扱いについても、自治体ごとに運用に差。



方向性

- 汚染の拡散防止等をはかったうえで、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域でなくとも、要措置区域間相互、または、形質変更時要届出区域間相互の移動であれば、汚染土壌の移動を認めることが望ましい。
- 汚染土壌の取り扱いについて、自治体ごとの運用の差が生じることのないよう、統一・周知徹底が重要。

現状

（水濁法との関係、事故時の対応）

- 「土壌汚染対策は、①新たな土壌汚染の発生を未然に防止すること、②適時適正に土壌汚染の状況を把握すること、③土壌汚染による人の健康被害を防止すること、の三つに大別される。これらのうち、新たな土壌汚染の発生を未然に防止するための対策は、有害物質を含む汚水等の地下浸透防止（水濁法）、有害物質を含む廃棄物の適正処分（廃棄物処理法）等により既に実施されている。したがって、残る二つの対策、すなわち、適時適切に土壌汚染の状況を把握すること及び土壌汚染による人の健康被害を防止することが、土壌汚染対策法の主たる目的である。」（環境省 土壌汚染対策法ガイドライン より抜粋）
- 事故発生時については、水濁法に基づく応急措置の実施及び届出の提出義務あり。人の健康被害が生じる恐れがある場合、土対法上では調査命令（5条）、水濁法上では措置命令（14条の2）を出すことが可能。
- 現行法制度上、役割分担のもとで対応がなされている。

方向性

（水濁法との関係、事故時の対応）

- 法の目的や対応の必要性を精査した上で、重複の排除を避け、行政・事業者双方にとって過度な規制とならないよう、慎重に検討すべき。